

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

令和8年6月25日（木）

2 確認箇所

- ・コア倉庫前（図1）
- ・瓦礫類一時保管エリアN（図1）

3 確認項目

- （1）管路調査における放射線管理上の不備事案の状況
- （2）瓦礫類一時保管エリアNの状況

4 確認結果の概要

（1）管路調査における放射線管理上の不備事案の状況

6月4日、福島第一原子力発電所構内の管理区域内（コア倉庫付近）において、通信ケーブル敷設に向けた管路調査を実施していた協力企業作業員5人の手や肘等に、放射性物質の付着が確認された。なお、作業員は付着した放射性物質を拭き取り、全員が退域基準を満たして退域している。

東京電力では、本事案について、本来は作業前に当該作業エリアの汚染状況を確認し、適切なエリア設定や防護装備を決める必要があったものの、作業前の汚染状況確認がなされていなかったことから、放射線管理上の不備として不適合と判断し、6月9日に公表した。また県からの申し入れも踏まえ、今後、原因究明及び再発防止策を検討することとしている。

今回、当該事案の状況について、東京電力から説明を受けるとともに、発生場所の状況について確認した。

- ・発生場所は、コア倉庫付近の道路脇でケーブルトラフ※¹が設置されている場所であり、ケーブルの管路は道路下を横断していた。
- ・当初、当該作業エリアはGゾーン（放射線量や汚染リスクが低く、一般作業服で作業が可能なエリア）であったが、本事案を受けてYゾーン（汚染リスクを伴う作業エリア。防護服及び半面又は全面マスクの着用が必要。）に変更されていた。現地確認時、当該作業エリアはロープやカラーコーンにより区画されていた。（写真1）
- ・東京電力の説明によると、作業員は通線器を用いて管路の使用可否を確認する調査を行っていたが、管路の導通が確認できなかったため、ケーブルトラフを開放して内部の確認作業を行った際に放射性物質が付着したとのことであった。本事案の発生を受けて、6月11日から当該エリアをYゾーンに変更し、放射線管理の徹底を図っているとのことであった。

※1 ケーブルトラフ：電力ケーブルや通信ケーブル等を収容するための蓋付きU形溝状の構造物。

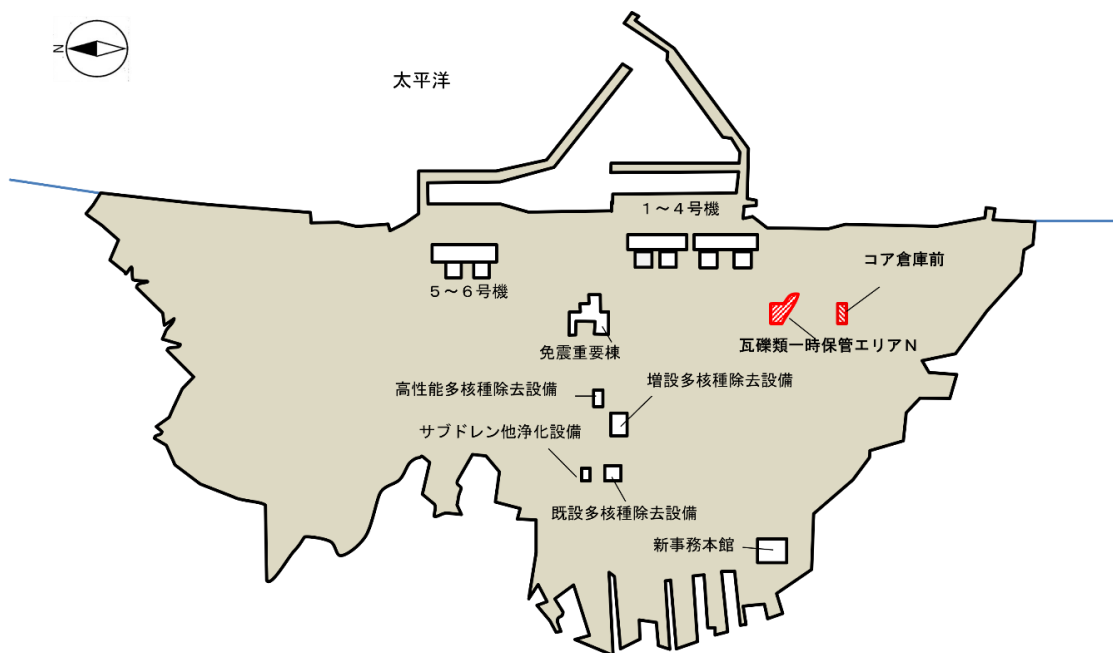
(2) 瓦礫類一時保管エリアNの状況

東京電力は、水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く全ての固体廃棄物の屋外における一時保管を令和10年度中に解消することを目指している。その一環として、瓦礫類一時保管エリアN（以下「エリアN」という。）においてノッチタンクに保管されている汚染土壌^{※2}を別の保管容器に入れ替え、固体廃棄物貯蔵庫へ運搬する作業が進められている。

県では、令和7年6月末の作業開始以降、作業の状況を適宜確認しており、今回、その進捗状況及び安全対策の実施状況等について確認を行った。（前回確認：令和8年5月21日）

※2 汚染土壌：平成25年及び平成26年に発生したタンクエリアからの汚染水漏えいにより汚染された土壌。これらの土壌は土のう袋に回収され、ノッチタンクに入れて保管されている。

- ・現地確認時、前回設置されていた重機やハーフハイトコンテナは撤去され、作業は一時中断されていた。東京電力によると、7月中旬頃に作業を再開する予定であり、計画通りに進んでいるとのことであった。なお、令和8年5月29日時点で全351基のうち47基において保管容器の入替えが完了している。（写真2）
- ・現場では、足場材等の資機材が整頓された状態で仮置きされていた。また現場付近には、油漏れ時の対策キット（ゴム手袋、ウエス、補修材等）が配備されていた。（写真3）
- ・確認した範囲において、ノッチタンクからの内容物の漏えい等の異常は認められなかった。



（図1）福島第一原子力発電所構内概略図



(写真 1－1)
放射線管理上の不備事案の発生場所
の状況①



(写真 1－2)
放射線管理上の不備事案の発生場所
の状況②（東側）



(写真 1－3)
放射線管理上の不備事案の発生場所
の状況③（西側）



(写真 2－1) エリアNの状況（西側）
（前回確認時）



(写真 2－2) エリアNの状況（西側）
（今回確認時）



(写真 2－3) エリア N の状況（南側）
（前回確認時）



(写真 2－4) エリア N の状況（南側）
（今回確認時）



(写真 3－1) 資機材の仮置き状況



(写真 3－2) 油漏れ対策キットの設置状況

5 プラント関連パラメータ等確認

確認したデータについて、異常値は確認されなかった。